

議案第23号

守谷市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の分限に関する条例（平成7年守谷町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
23号	1

守谷市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の分限に関する条例（平成7年守谷町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「休職の事由」を「降給及び休職の事由」に、「免職及び休職」を「免職、休職及び降給」に改める。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「休職する場合」の次に「又は第3条第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」を、「医師2人」の次に「（休職する場合にあっては1人）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

第3条を第6条とし、第2条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える

。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

（降格の事由）

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。

- (1) 職員の人事評価の評価結果（業績評価、能力評価及び情意評価を総合して得られる評価結果をいう。以下同じ。）が下位又は最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなきとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命

議案	頁数
23号	2

権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の人事評価の評価結果が下位又は最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案	頁数
23号	3

提案理由（議案第23号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の規定により、分限処分のうち降給に関して必要な事項は条例で定めることとされていることから、国家公務員に準じた職員管理を行うため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
23号	4

いる職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。

(1) 職員の人事評価の評価結果（業績評価、能力評価及び情意評価を総合して得られる評価結果をいう。以下同じ。）が下位又は最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の人事評価の評価結果が下位又は最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合で

(新設)

23号	議案
6	页数

あり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(休職の事由)

第5条 (略)

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第6条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は第3条第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合においては、医師2人(休職する場合にあっては1人)を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 任命権者は、職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第7条 (略)

第8条 (略)

(失職の特例)

第9条 (略)

(休職の事由)

第2条 (略)

(降任、免職及び休職_____の手続)

第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合_____

_____においては、医師2人_____を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第4条 (略)

第5条 (略)

(失職の特例)

第6条 (略)

23号	議案
7	页数

参考資料

(委任)
第10条 (略)

(委任)
第7条 (略)

参考資料

議案 23号	頁數 8
-----------	---------